

# 国際観光旅客税の引き上げ

## <改正のポイント>

### 1. 趣旨・背景

2019(平成31)年に創設された国際観光旅客税を財源として、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備等が行われているが、オーバーツーリズムの課題等が顕在化する中、地域経済・社会に好循環をもたらす、真の「観光立国」を実現するために、中長期的な視点に立った抜本的な対策が必要となっている。

更なる観光施策の充実に必要となる財源を確保するため、国際観光旅客税の税率が引き上げられる。

### 2. 内容

出国1回につき、改正前の1,000円から3,000円に引き上げられる。

### 3. 適用時期

2026(令和8)年7月1日以後の出国について適用される。

ただし、同日前に締結された一定の運送契約に基づく同日以後の出国については、改正前の税率(1,000円)とする。

## 1. 改正の趣旨・背景

- ・国際観光旅客税は2019(平成31)年に創設され、
  - ①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
  - ②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
  - ③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上
- の3つに資する施策に充てられている。

### ■2025(令和7)年度における国際観光旅客税の使途・予算額

使途	令和7年度予算額：490億円 ①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備（145億円） ②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化（82億円） ③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上（263億円） ➢ 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）に基づき、上記の3つの分野に国際観光旅客税の税収を充当することとされている。
----	---

出典：財務省「国際観光旅客税の概要」

- ・近年、オーバーツーリズムの課題等が顕在化する中、地域経済・社会に好循環をもたらす、真の「観光立国」を実現するために、オーバーツーリズム対策の強化や、地方誘客・需要分散に対する中長期的な視点に立った抜本的な対策が必要となっている。
- ・更なる観光施策の充実に必要となる財源を確保するため、国際観光旅客税の税率が引き上げられる。

# 1. 改正の趣旨・背景

## ■2026(令和8)年度から実施される主な施策

### 1. オーバーツーリズム対策の徹底

インバウンドの受入れと住民生活の質の確保との両立  
を図るための個別課題への対応

#### ○ 過度の混雑対策

- ・混雑状況の見える化による混雑回避の誘発や手ぶら観光の推進など、過度の混雑に対する対策の強化
- ・需要管理のための新たな仕組みの導入促進  
(パークアンドライドの実施、需要に応じた入域管理や予約制導入・有料化等)
- ・円滑な出入国・通関等の環境整備 等

#### ○ マナー違反対策

- ・観光客へのマナー啓発など、マナー違反対策の強化
- ・違反行為防止のための環境整備支援（撮影スポットの整備、スマートごみ箱の設置等） 等

#### ○ 違法な民泊サービスの解消

### 2. 日本人出国者への配慮

#### ○ 安全安心な海外旅行環境の整備 等

※上記「1. オーバーツーリズム対策の徹底」中にも、空港アクセス鉄道や国内航空の機能強化等、日本人出国者にも裨益する施策も含まれる。

地方誘客の推進による特定の都市・地域への  
集中是正と分散の推進

#### ○ 地方の観光地の魅力向上・地方誘客

- ・広域連携DMO等が中心となった観光地域づくり
- ・廃屋撤去・再生による地方温泉地等も含めた観光まちづくり
- ・国立公園など自然資源を活用した観光振興の強化
- ・文化資源・スポーツツーリズムを活用した全国各地への観光拡大・充実
- ・地方誘客・観光需要の分散に資するプロモーション 等

#### ○ 地方部への交通ネットワークの機能強化

- ・空港アクセス鉄道、国内航空、クルーズ船等の交通基盤の機能強化
- ・観光地への二次交通の整備 等

出典：国土交通省「令和8年度税制改正概要」より

・国際観光旅客税は、日本人・外国人関わらず、国際船舶等により日本から出国する国際観光旅客等に課税される。(船舶・航空機の乗員や、入国後24時間以内に出国する乗継旅客など、非課税とされる者を除く。)

・国際観光旅客税の税率の引上げに伴い、旅券法の改正により、パスポート(旅券)発給申請の手数料の引下げが行われる。(10年パスポートの場合、7,000円減額の予定)

# 2. 改正の内容

国際観光旅客税の税率が、出国1回につき、改正前の1,000円から3,000円に引き上げられる。

(国際観光旅客税)

### 3. 適用時期

2026(令和8)年7月1日以後の出国について適用される。

ただし、同日前に締結された一定の運送契約に基づく同日以後の出国については、改正前の税率(1,000円)が適用される。